

御坊市人権啓発推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は御坊市人権啓発推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、御坊市民の人権を守るため、あらゆる課題の解消に向け積極的な実践活動を展開し、人権尊重のまちづくりに推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権問題の解消に向けた啓発活動の推進
- (2) 行政に対する協力
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 人権意識の高揚を図るため、講演会等の研修活動や地域での人権に関わる学習活動の推進

(組織)

第4条 本会は、御坊市民をもって組織する。

2 本会の運営は、委員をもって運営する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の単位町内会長及び単位区長又は地域から推薦のあった者
- (2) 本会の目的に賛同する個人及び団体の代表者で、市長が認めたものの

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部)

第6条 本会は次の地域に支部を置く。

御坊、紀小竹、椿、名新、菌、島、湯川、藤田、野口、塩屋、名田

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 支部長 1 1 名
 - (4) 理 事 1 5 名以内
 - (5) 監 事 2 名
- 2 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。
- 3 支部長、副支部長は、各支部の委員の互選により委員の中から選出し、支部長事故あるときは、副支部長が支部長を代理する。
- 4 会長は、会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 5 監事は、会計を監査し必要に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 役員の任期は委員の任期とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 8 条 役員会の承認を得て部会を置くことができる。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。役員会の議長は副会長が当たる。総会の議長は、出席委員の中から選出する。

- 2 総会は委員により、毎年 1 回開催する。ただし、必要ある場合は臨時に総会を開くことが出来る。
- 3 総会は、本会の最高決議機関であって、年間の事業計画及び予算の収支・決算を決定し会則の変更を行う。
- 4 総会の議決は、出席委員の過半数で決する。
- 5 役員会の議決は、出席者数の過半数で決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会計)

第 10 条 本会の経費は、交付金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事務局)

第 11 条 本会の事務局を御坊市藺 3 5 0 番地御坊市役所内に置く。

附 則

この会則は、平成 元年 6 月 2 9 日より施行する。

この会則は、平成 3 年 6 月 2 5 日より施行する。

この会則は、平成 4 年 7 月 2 7 日より施行する。

この会則は、平成 5 年 7 月 2 日より施行する。

この会則は、平成 8 年 6 月 1 7 日より施行する。

この会則は、平成 9 年 7 月 1 0 日より施行する。

この会則は、平成 1 0 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 1 0 年 7 月 2 2 日から施行し、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条第 3 号の改正については、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 1 4 年 6 月 1 8 日より施行する。